# 「税務システム等標準化検討会収滞納管理ワーキングチーム(機能WT)」 第4回議事概要

日 時:令和2年9月2日(水)9:00~12:00

場 所: WEB 開催 出席者(敬称略):

(構成員)

坂田 玲子 浜松市財務部 税務総務課 主任

廣田 美穂 神戸市行財政局 税務部 収納管理課 収納指導担当 係長

白石 佳代 前橋市財務部 収納課 主任

笹本 裕人 三鷹市市民部 納税課 納税特別対策係 主任

藤田 さおり 三条市総務部 収納課 収納係 係長

近藤 圭三 飯田市総務部 納税課 収納係 主査

市川 和央 富士市総務部 情報政策課 主幹

渡辺 亮吉 豊橋市財務部 納税課 主査

小松 幸司 南国市税務課 主査

木内 一喜 地方税共同機構総務部 予算・経理グループ 主査

吉本 明平 一般財団法人 全国地域情報化推進協会(APPLIC)企画部 担当部長

三木 浩平 内閣官房情報通信技術総合戦略室 政府 CIO 補佐官

### (総務省)

小山 里沙 総務省自治税務局 企画課 電子化推進室課長補佐

金谷 浩光 総務省自治税務局 企画課 企画第一係 係長

沼田 涼太 総務省自治税務局 企画課 企画第一係 事務官

村上 周優 総務省自治税務局 企画課 企画第二係 事務官

### 【議事次第】

- 1. 事務局からの挨拶
- 2. 第4回 WT の議題(1.滞納情報管理~2.滞納整理(~2.4.15.分納誓約情報管理))について、事務局からの提案・質問に対する構成員の事前意見を基に、たたき台(標準仕様書になる案)を議論
- 3. 直近の作業のご依頼

#### 【意見交換(概要)】

# ■1.1.1. 滞納情報取込について

- 年金特徴データの連携が必要な場合について、滞納側で統計データ作成、証明書作成等のケースが想定される。
- 当市では、年金特徴データを取り込んでいる。なお、用途は、課税と収納確認程度である。
- 当市では、収納滞納一体型のシステム構成であるため、年金特徴データを参照可能である。なお、特別 な用途はない。

- 年金特徴が連携される場合は、年金特徴は納期限直前に入金されるため、消込データが反映される前に 滞納判定される懸念がある。
- 当市では、調定自体は個人には登録されていなく、収納の履歴だけが登録される仕組みとなっている。→収納履歴だけ表示され、滞納調定として表示・判定されないよう、たたき台に追加する。
- 当市では、現在はシステム上で滞納処分費の管理はしていない。差押の充配当の際には、滞納処分費に 優先的に充当する必要があるため、管理できたらよいと考える。
- 同様に、システム上で管理できる必要性が高いと思われる。なお、当市では、滞納処分費を、システム 外で管理している。
- 当市では、差押をした債権の取り立て金、公売代金を、収納システム上で管理している。差押の換価額 や公売の金額については、滞納システムで充当先を設定している。
  - →滞納処分費、歳計外(差押債権取立金)について、収納側での調定情報作成を追加できるか、実現可能性を APPLIC 税 TFに確認する。
  - →APPLIC 回答次第で、充当先に滞納処分費を選択できる機能について、2.7. 滞納処分処理に追加する。

#### ■2.1.3. 滞納者情報管理について

- 当市の滞納整理簿は、滞納明細で充足すると考える。
- 当市の滞納整理簿は、滞納整理カードで充足すると考える。
  - →本たたき台を削除する。

# ■2.1.6. 滞納者情報管理について

- 当市の滞納システムには、メモ機能がなく、備考欄に記入している。各課の所属をメモに記載すると文章が長くなり、判別が手間である。
- 当市では、複数の課で同一のシステムを使用している。各課で表示される税(国保等含む)が異なり、 画面ごとにメモ機能が一つある。
- 上記のように、管理する課ごとに、メモが分かれる機能があるとよい。
  - →滞納システムの課の画面ごとに、メモを切り替えられるよう、たたき台に必須機能として追加する。
  - →「複数の特記メモを入力できること。」については、削除する。なお、メモ機能について、全体の整理で不要となった場合は、再度記載の要否を検討する。

# ■2.1.7. 滞納者情報管理について

- 当市では、職員が付箋名称や始期終期を設定し、時効管理(時効完成までの残期間等)に利用している。
  - →マスタ管理(名称、付箋始期、終期等)ができるよう、たたき台に必須機能として追加する。

# ■2.1.11. 滞納者抽出について

- 当市では、40年程前に督促手数料を廃止している。市民にも理解がないため、督促手数料を外部向け帳票(特に市民向け)に掲載しないよう希望する。
  - →たたき台の督促手数料を、必須機能化する。

→各帳票への督促手数料欄の掲載については、帳票 WT で検討する。

# ■2.1.13. 名寄せ管理について

- 当市では、名寄せに関してのリストを実務上使用していない。→たたき台から、「また、そのリストを出力できること。」を削除する。
- 関連者本人の参照画面に展開できる機能について、必要性が高いと考える。
  - →関連者登録したものは滞納者参照画面に一覧表示し、関連者本人の参照画面に展開できる機能を、たたき台に必須機能として追加する。

#### ■2.1.15. 滞納明細管理について

- 滞納明細情報について、当市では、滞納側でも(賦課と同じシステムなので)修正、削除を行う。登録 は基本的には行わない。
  - →管理項目について、修正と削除は、削除せず、登録を削除する。
- 納期限、変更後納期限(繰上徴収)について、延滞金の計算に必要なのでデータ項目として両方とも持つが、画面上は納期限として1項目が表示されることを想定している。欠損日については、欠損の記録を追うために必須と考える。

#### ■2.1.17. 滞納明細管理について

- 滞納明細上の表記「要す」と「全額」は同義であると理解している。ただ、西日本の方は、全額という 文言を使用している認識であり、「全額」表記を継続したいと考える。
  - →たたき台上は一旦「要す」とし、全国意見照会で、西日本側の意向を確認する。
- 相続について、滞納の承継時には1千円未満の延滞金がありえるため、承継機能を整備する場合は「1 千円未満の延滞金を切り捨てる」という表記は見直す必要があると考える。
  - →承継後に発生する1千円未満の延滞金まで計算できるよう記載を事務局で検討する。

#### ■2.1.19./2.2.20. 滞納明細管理について

- 2.1.20.「設定した担当者名が、地区ごとに滞納者に紐付くこと。」で担当者を自動選択された後、任意で担当者の設定をする必要がある。
- 担当者を固定する場合、完納になったら担当者変更する/しないケースがありうる。変更理由を満たさない限り担当者を動かさない機能があれば、充足すると考える。なお、担当者を変更する理由が複数設定できることが望ましい。
  - →担当者登録理由を設定し、登録理由によって担当者の自動設定されない機能を、オプション機能として追加する。
- 当市では、外国籍の人は、外国籍担当のグループに自動で振り分ける運用をしている。
- 当市では、法人は、法人担当に振り分けている。
  - →地区以外にも、自動の紐づけ条件をたたき台上列挙する。

(列挙項目の例)

- 地区
- 市外地区(国籍等)
- ・個人・法人

#### ■2.1.22. 滞納明細作成について

- CSV 出力について、当市では、滞納処分調書作成の際、CSV 出力した滞納明細データを基に、システム外で帳票を作成している。コロナの猶予についても、猶予帳票を CSV 出力したデータを基に作成している。
  - →CSV 出力機能を、たたき台に必須機能として追加する。

#### ■2.1.23. 滞納明細作成について

- 出力項目を制御するケースは多様である。例えば、催告に付ける明細、納税相談に対する明細か、用途によって、表示する/しない期別は異なる。具体的には、当市では、督促を発布していない期別は、催告に記載しないなど。
- 当市でも、上記項目の必要性が高いと考えている。
  - →処分可能日経過、督促状発送の有無(納期限の変更分は除く)、納期未到来分を、たたき台に必須機能として追加する。

# ■2.1.24. 滞納明細作成について

- 当市では、滞納明細の合算は使用していない。住民票発行と同様に、親族に対しては滞納明細を出力しているという趣旨である。
  - →滞納明細の合算について、たたき台「また、合算の有無を選択できること。」を削除する。

# ■2.1.25. 承継・相続・連帯納付義務・第二次納税義務について

- 共有固定資産税の連帯納税義務に係る納付書送付について、滞納者から、自身の名前が表示された納付書が必要という要望に応える必要がある。
- 収納側で、共有者用の納付書発行機能を要件化しているが、不足するか。
- 共有固定資産で連帯納税義務が発生する場合、納付書に代表者名だけでなく、共有者名が付記される記載にすれば、専用の納付書は不要ではないか。
- 連帯納税義務で共有者告知した場合に発行する納付書には、別の通知書番号を設定している。納付されたら、元の宛名の課税データに消し込まれる運用を行っているため、専用の納付書が必要である。
- 代表者宛名の納付書で過誤納が発生した場合、過誤納金をだれに還付するかが課題である。なお、当市 では現在は代表者に還付している。
  - →本件については、3.1.納付書等発行(再発行)のところで議論する。

#### ■2.1.26. 承継・相続・連帯納付義務・第二次納税義務について

- 相続にかかる延滞金について、どのように記載するか
  - →延滞金についての記載は、2.1.17.にて事務局にてたたき台の記載を検討する。

- 当市では、当初納通を連帯納税義務者に通知していないため、滞納整理のタイミングで共有者に通知している。なお、件数は多くない。
- 当市では、課税通知は課税で対応している。
  - →滞納システムから発行の必要性は低いと思われるので、「連帯納税義務通知」をたたき台から削除する。
- 相続人登記嘱託書については、差押書類の一部として記載した方が良いと考える。
  - →相続人登記嘱託書は、2.7. 滞納処分処理で議論することとしてそちらに移動し、この 2.1.26. のたたき台からは削除する。
- 納税承継通知は必要と考えているが、なくとも問題はない。
  - →第二次納税義務通知については、不要という意見もないため、納税義務承継通知/催告、第二次納税 義務通知については、たたき台に残す。

#### ■2.2.6. 催告書作成について

- 当市では、現年度滞納について、催告書に納付書(現年度延滞金込み)を添付している。当年度の冬に、特定の相手に差押事前通知を、納付書無で送付。翌会計年度末(5月末)に、再度差押事前通知を、納付書無で送付している。また、滞繰分は、担当者が個別に発行するほか、年2回一斉催告を行っている。なお、確定延滞金のみ滞納する場合は、確定延滞金の期別を催告書の明細に表示させず、書面の注意事項に、表示しない旨を記載している。
  - →たたき台を必須機能化する。
  - →納付書出力の有無を選択できるよう、たたき台に追加する。

# ■2.3.1. 交渉経過管理について

- 当市では担当者を定めておらず、対応者の登録が必要。また、仮に担当者を定めている場合でも、担当者以外が対応するケースは想定されるため、対応者の項目は必要である。
- 現システムでは対応者と徴収担当者の氏名が交渉経過を入力した際に自動的に登録される(対応者と担当者の情報を保持)。市民からの問い合わせに際し、前回話した者と話をしたいとの話、また交渉経過を確認する際に入力者を特定したいことがあるが、氏名だけでは所属が確認できない(当市では滞納システムに交渉経過を入力できるものが 200 名程度、20 課程度に渡るため)。交渉経過に入力する運用も不可能ではないが、複数課・大人数に周知運用は極めて難しいと考える。
- 当市では、誰が対応したかが判ればいいと考えている。現行システムの経過記録部分には「対応者」の み記録されている。
- 当市では、当該折衝の処理担当者(=対応者)のみを記録している。担当者は不要と考える。→対応者は必須という意見が多いため、項目に残す。担当者については不要という意見が多いため、項目から削除する。

#### ■2.3.1. 交渉経過管理について

○ 当市では、経過記録は原則個別管理であり、同時に複数人に対して経過記録を保存することはできない。ただし、関連者登録をした場合に、関連者として登録された側で保存した経過記録も参照すること

が可能。(Aさんの照会画面にてBさんが関連者であると登録した場合、Aさんの照会画面でA及びBさんの経過記録を参照可能。しかし、Bさんの照会画面ではBさんの経過記録しか見られない。)個人情報保護の観点からも、複数人に同じ経過記録を同時に登録することは、同時に登録された方の経過記録として誤解する可能性があり、個人情報漏洩の危険性があると思われる。自動で同一世帯員等に同時登録されるのではなく、指定の宛名情報にのみ登録されるのであれば構わない。前者の様な機能であれば必須機能にはしないでいただきたい。

- 経過記録が混ざってしまい、混乱を招くので基本使用していない。
- 当市のシステムでは、同一世帯の世帯員(共有名義等含む)及び滞納管理システムで登録した関連者の中から、折衝記録を入力する対象を選択して一括登録している。
  - →関連者を選択して交渉経過内容を登録できればよいと考えられるため、たたき台はこのままとする。

#### ■2.3.4. 交渉経過管理について

- 交渉経過の抽出機能(画面上)と出力機能は、それぞれ別機能として明記されるべき。
  - →交渉経過の抽出機能を 2.3.1.で、出力機能を 2.3.4.で規定する。

### ■2.3.6. 納付約束情報管理について

- 入力項目上までの機能はなくてもいいと考える。ただ記事内容には必要なため交渉経過本文に直接入力 している。
  - →項目をまとめ、たたき台を、「約束情報として、誓約年月日(=誓約日)、納付予定日(=約束日)、 納付予定金額(=金額)、差押予定日等を管理(参照、登録、修正、削除)できること。」に修正する。
  - →差押予定日については、スケジュール上手動で管理可能であるため、誓約相手、誓約場所、約束区分 (臨戸・来庁・電話別) は交渉経過管理項目で対応可能のため、分納情報は、2.4.1./2.4.12.で対応可 能のため、約束内容、交渉事由、特記事項は交渉経過の直接入力で対応可能のため、削除する。
  - →2.3.7.機能について、納付予定日、差押予定日を基に、担当者スケジュールに自動で反映されるよう、たたき台に追加する。

### ■2.4.7. 分納計画策定について

- コンビニ納付用として土日祝日に関わらず 10 日・20 日・末日に選択可能な機能が現在のシステムにはある。(【土日祝日を考慮する・しないを個別の分納ごとに選択できる】コンビニで納付可能な税目のみで分納の場合あえて土日祝日を考えず期限を指定する)。
  - →2.4.11. K市からの意見より、「祝日を任意に設定できること。デフォルトで、国民の祝日が設定されていること。」を追加する。

#### ■2.4.11. 分納計画シミュレーションについて

- 2.4.7 (分納計画策定)に休日判定機能が入るのでしょうか。当市では現在、休日(銀行休業日)をしています。分納でもコンビニ納付が増加していて維持することが適切かどうか迷いもありますが、休日判定機能は、現在は必要と考えています。
  - →2.4.7.に、「祝日を任意に設定できること。デフォルトで、国民の祝日が設定されていること。」を追加する。

# ■2.4.12. 分納計画シミュレーションについて

- 滞納は一括納付が原則で、分納の理由は一括で納付できる財産がない以外にはありません。そのため誓 約理由は納付計画の前提理由とはなり得ないと考えます。滞納理由又は分納内容が適正である理由を取 得したいということでしょうか。また、第三者が分納することは自由ですが、そのことをシステムに登 録してもその情報を何に利用するのか想定ができません。正直余計な手間が増えるだけで、分納管理だ けなら誓約者がなくとも可能であると考えます。
  - →誓約理由、誓約者情報は、交渉経過へ記録し、項目としては管理しないこととする。

# ■2.4.14. 分納計画シミュレーションについて

- 当市では決裁をとっている。ただ徴収猶予とセットで分割納付をする場合は徴収猶予側で決裁をしているため、分納誓約としては決裁をしていない。決裁欄の有無は帳票の要件定義のなかでの話だと思うが、帳票の要件として(市控用決裁欄有、市控用決裁欄無、本人送付用)として別文書管理として、各自治体で決裁文書の出力有無を帳票毎選択出来ればいいのではないかと考える。
- 当市では、徴税吏員の裁量で行っています。

はオプション機能として定義する。

○ 当市では、提出された納付誓約書を課長以下回覧するのみです。→決裁でなく、供覧でよいとする団体、裁量で決定する団体が多いことから、分納誓約の決裁について

以上